

広島県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和三年四月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 項 事	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
身体障害者 支援施設	ワークホーム聖恵	竹原市忠海中町三丁目 16番1号	名称	リブウェル聖恵